

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報政策課）	66
○海岸保全区域の指定の一部改正.....（物流港湾室）	67
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	67
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	67
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	68
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	68
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	68
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	68
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	69
○森林法による通知に代える公示（3件）.....（治山課）	69
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	70
○建設業者に対する監督処分.....（建設管理課）	70
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	70

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	70
---------------------------	----

道立衛生研究所告示

○特定調達契約にかかる落札者等の公示.....	70
-------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	71
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	72
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	73

告 示

北海道告示第112号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年2月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピュータの購入	235台
(2) パーソナルコンピュータの購入	225台
(3) パーソナルコンピュータの購入	34台
(4) パーソナルコンピュータの購入	3台
(5) パーソナルコンピュータの購入	244台

2 落札を決定した日

平成27年12月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

(2) 1の(3)

ア 氏 名 大丸藤井株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

(3) 1の(4)及び(5)

ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

4 落札金額

(1) 21,737,970円
(2) 20,569,950円
(3) 4,506,840円
(4) 486,000円
(5) 18,446,400円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年11月17日付け北海道告示第746号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第113号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年2月19日

- 1 落札に係る物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 43台
- 2 落札を決定した日
平成27年12月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士通リース株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町３番地
- 4 落札金額
72,198円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年11月17日付け北海道告示第747号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第114号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道総合政策部交通政策局物流港湾室、北海道根室振興局及び根室市に備え置いて縦覧に供する。
平成28年２月19日

- 10 港湾区域内海岸保全区域の表根室沿岸の根室港海岸根室港の根室市の項海岸保全区域の欄中４の事項を５の事項とし、３の事項を４の事項とし、２の事項を３の事項とし、１の事項の次に次の１事項を加える。
- 2 基点(A)及び基点(B)を結ぶ線、基点(A)及び補点①を結ぶ線、補点①から補点④までの各点を順次結ぶ線と基点(B)及び補点④を結ぶ線とに囲まれた区域
「注」
基点(A) 平内町１丁目１番地西角（北緯43度19分53秒4181東経145度34分26秒6293）
((A)号標柱)
基点(B) 本町１丁目７番地南角（北緯43度20分00秒8051東経145度34分38秒1828）((B)号標柱)
補点① 基点(A)から309度00分00秒の方向70.664メートルの点

- 補点② 補点①から40度12分10秒の方向337.455メートルの点
補点③ 補点②から109度30分05秒の方向63.212メートルの点
補点④ 基点(B)から302度00分00秒の方向50.000メートルの点

北海道告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第３項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。
平成28年２月19日

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
日高門別土地改良区	波恵川第10号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	波恵川第11号頭首工	同
同	千栄第５頭首工	同

北海道告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、平成28年２月23日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成28年２月19日

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
京 極	農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理	北 海 道 後 志 総 合 振 興 局
豊 国	農業用排水施設、区画整理	同
1 区 下 流	区画整理	北 海 道 胆 振 総 合 振 興 局
豊 畑	農業用排水施設	北 海 道 日 高 振 興 局
八 雲	農業用排水施設、区画整理、農用地改良保全	北 海 道 渡 島 総 合 振 興 局
木 古 内	農業用排水施設、区画整理	同
清 川 北 部	同	同
扇 山 南	同	北 海 道 上 川 総 合 振 興 局
東 1	同	同
上 富 良 野	農業用排水施設	同
北 な か が わ	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	同
る べ し べ	同	北 海 道 オ ホ ー ツ 総 合 振 興 局
訓 子 府 中 央	農業用排水施設、暗渠排水、客土、区画整理	同
滝 上	農業用道路、暗渠排水、区画整理	同

紋別小向	区画整理	同	北海道知事 高橋 はるみ
第2遠軽	同	同	
清水	同	北海道十勝総合振興局	
相川第2	農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理	同	
更別第2	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除磔	同	
十勝川左岸第2	農業用排水施設	同	
中士幌1	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除磔	同	北海道知事 高橋 はるみ
東瓜幕	同	同	
幌岡	暗渠排水、区画整理	同	
釧路太田東部	区画整理	北海道釧路総合振興局	
白糠第2	同	同	
弟子屈北	同	同	
計根別南部	同	北海道根室振興局	
計根別北部	同	同	
トド山	同	同	
北矢白別	農業用道路	同	

北海道告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成28年2月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
剣淵西	区画整理、客土、暗渠排水	北海道上川総合振興局
山部中央第2	農用地改良保全	同
尾幌第2	区画整理	北海道釧路総合振興局
標茶北	同	同
標茶東	同	同

北海道告示第118号

道営土地改良（苫前地区草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理））事業の工事を平成27年10月30日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年2月19日

北海道告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成28年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1	保安林予定森林の所在場所	虻田郡洞爺湖町花和192の2地先・191の4・192の2（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）
2	指定の目的	土砂の崩壊の防備
3	指定施業要件	
(1)	立木の伐採の方法	
ア	主伐は、択伐による。	
イ	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ	間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2)	立木の伐採の限度	次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第120号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1	保安林予定森林の所在場所	沙流郡日高町字清島157の3・157の17・152の20・157の24・237の29・237の96・237の127（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）	164の1、237の126
2	指定の目的	土砂の流出の防備	
3	指定施業要件		
(1)	立木の伐採の方法		
ア	次の森林については、主伐は、択伐による。		
	字清島237の29（次の図に示す部分に限る。）	157の3、157の17、152の20、157の24、164の1、237の96、237の126、237の127	
イ	その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。		

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第121号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年2月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張市・樺戸郡浦臼町（以上1市1町について次の
の所在場所 図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
夕張市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）、夕張市・日高町（以上1市1町について次の
図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
夕張市・日高町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに夕張市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を八雲町役場の掲示場に掲示した。

平成28年2月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通知の内容 平成28年北海道告示第30号

2 所在が不分明な者 水野 英敏

北海道告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を日高町役場の掲示場に掲示した。

平成28年2月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通知の内容 平成28年北海道告示第64号

2 所在が不分明な者 岡田 司

北海道告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を深川市役所の掲示場に掲示した。 平成28年2月19日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 通 知 の 内 容</td><td>平成28年農林水産省告示第127号</td></tr><tr><td>2 所在が不明な者</td><td>三重林業有限会社、今野 務</td></tr></table>			1 通 知 の 内 容	平成28年農林水産省告示第127号	2 所在が不明な者	三重林業有限会社、今野 務	北海道告示第127号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成28年2月19日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 都 市 計 画 の 種 類</td><td>臨港地区</td></tr><tr><td>2 都市計画を定めた土地の区域</td><td></td></tr><tr><td>(1) 追加する土地の区域</td><td>小樽市銭函5丁目の一部 石狩市新港中央1丁目、新港中央4丁目及び新港東4丁目の各一部</td></tr><tr><td>(2) 除外する土地の区域</td><td>小樽市銭函5丁目の一部 石狩市新港東4丁目の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</td></tr></table>			1 都 市 計 画 の 種 類	臨港地区	2 都市計画を定めた土地の区域		(1) 追加する土地の区域	小樽市銭函5丁目の一部 石狩市新港中央1丁目、新港中央4丁目及び新港東4丁目の各一部	(2) 除外する土地の区域	小樽市銭函5丁目の一部 石狩市新港東4丁目の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)						
1 通 知 の 内 容	平成28年農林水産省告示第127号																						
2 所在が不明な者	三重林業有限会社、今野 務																						
1 都 市 計 画 の 種 類	臨港地区																						
2 都市計画を定めた土地の区域																							
(1) 追加する土地の区域	小樽市銭函5丁目の一部 石狩市新港中央1丁目、新港中央4丁目及び新港東4丁目の各一部																						
(2) 除外する土地の区域	小樽市銭函5丁目の一部 石狩市新港東4丁目の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)																						
総合振興局告示及び振興局告示																							
北海道告示第125号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成28年2月19日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>路 線 名</td><td>供 用 開 始 の 区 間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道 岩内洞爺線</td><td>岩内郡岩内町字栄219番10地先から 同郡岩内町字宮園307番21地先まで</td><td>平成28. 2.22 午後1時</td></tr></table>			路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 岩内洞爺線	岩内郡岩内町字栄219番10地先から 同郡岩内町字宮園307番21地先まで	平成28. 2.22 午後1時	北海道宗谷総合振興局告示第3号 平成28年北海道宗谷総合振興局告示第2号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。 平成28年2月19日 北海道宗谷総合振興局長 赤 石 剛 司 5の(2)の事項中「平成28年2月25日（木）」を「平成28年2月29日（月）」に、「同月24日（水）」を「同月26日（金）」に改める。 11のBの事項中「February 25, 2016」を「February 29, 2016」に、「February 24, 2016」を「February 26, 2016」に改める。														
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																					
道道 岩内洞爺線	岩内郡岩内町字栄219番10地先から 同郡岩内町字宮園307番21地先まで	平成28. 2.22 午後1時																					
道立衛生研究所告示																							
北海道告示第126号 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。 平成28年2月19日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 処 分 を し た 年 月 日</td><td>平成28年2月5日</td></tr><tr><td>2 処 分 を 受 け た 者</td><td></td></tr><tr><td>(1) 商号及び代表者の氏名</td><td>株式会社星塗装工業 星 輝秀</td></tr><tr><td>(2) 主たる営業所の所在地</td><td>札幌市西区西野2条9丁目4-1</td></tr><tr><td>(3) 建設業の許可の番号</td><td>(特-23) 石第02661号 (特-25) 石第02661号</td></tr><tr><td>3 処 分 の 内 容</td><td></td></tr><tr><td>(1) 営 業 停 止 の 範 囲</td><td>業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止</td></tr><tr><td>(2) 営 業 停 止 の 期 間</td><td>平成28年2月20日から同月26日までの7日間</td></tr><tr><td>4 処分の原因となった事実</td><td>上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。</td></tr></table>			1 処 分 を し た 年 月 日	平成28年2月5日	2 処 分 を 受 け た 者		(1) 商号及び代表者の氏名	株式会社星塗装工業 星 輝秀	(2) 主たる営業所の所在地	札幌市西区西野2条9丁目4-1	(3) 建設業の許可の番号	(特-23) 石第02661号 (特-25) 石第02661号	3 処 分 の 内 容		(1) 営 業 停 止 の 範 囲	業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止	(2) 営 業 停 止 の 期 間	平成28年2月20日から同月26日までの7日間	4 処分の原因となった事実	上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。	北海道立衛生研究所告示第18号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年2月19日 北海道立衛生研究所長 岡 野 素 彦		
1 処 分 を し た 年 月 日	平成28年2月5日																						
2 処 分 を 受 け た 者																							
(1) 商号及び代表者の氏名	株式会社星塗装工業 星 輝秀																						
(2) 主たる営業所の所在地	札幌市西区西野2条9丁目4-1																						
(3) 建設業の許可の番号	(特-23) 石第02661号 (特-25) 石第02661号																						
3 処 分 の 内 容																							
(1) 営 業 停 止 の 範 囲	業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止																						
(2) 営 業 停 止 の 期 間	平成28年2月20日から同月26日までの7日間																						
4 処分の原因となった事実	上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。																						

1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) LC-QTOFシステム 一式 (2) トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計 一式 (3) マイクロプレートリーダー 一式 (4) 中圧分取液体クロマトグラフ 一式 2 落札を決定した日 平成27年12月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社モノリス (2) 住 所 室蘭市仲町12番地 4 落札金額 72,603,648円 5 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札 6 一般競争入札の公示 平成27年11月10日付け北海道立衛生研究所告示第38号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目	カ 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区） 一式 キ 特別支援学校校舎等清掃業務（G地区） 一式 アからキまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成28年4月11日から平成29年3月31日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 過去2年度（平成26年度及び平成27年度）において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成28年2月19日（金）から同年3月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 5 契約条項を示す場所 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 6 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階 共用会議室B（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第34号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年2月19日 北海道教育庁石狩教育局長 村 上 明 寛 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区） 一式 イ 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区） 一式 ウ 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区） 一式 エ 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区） 一式 オ 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区） 一式	

- (2) 入 札 日 時 平成28年4月1日（金）午前10時（送付による場合は、同年3月31日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 7 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/index>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 10 最低価格の入札者を落札者とししない場合
この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 12 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872
- 13 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
- a Cleaning of the premises at schools for special needs (A zone)
- b Cleaning of the premises at schools for special needs (B zone)
- c Cleaning of the premises at schools for special needs (C zone)
- d Cleaning of the premises at schools for special needs (D zone)
- e Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)

- f Cleaning of the premises at schools for special needs (F zone)
- g Cleaning of the premises at schools for special needs (G zone)
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 1, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 31, 2016)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁十勝教育局告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月19日

北海道教育庁十勝教育局長 上 野 靖

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成28年2月19日に一般競争入札の公告を行う北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務単価契約

(2) 資 格 北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 等 の 種 類 北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務単価契約

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を現に受けていること。
- (2) 申請をしようとする日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (3) 貸切大型バス（正座席数45席以上）3台を自己の責任において用意し、かつ、3台同時にスクールバス運行業務を実施できること。
- (4) スクールバス運行時には、貸切大型バス1台当たり添乗員2名を配置し、児童生徒への介助等ができること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成28年2月19日（金）から同年3月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時の間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の2の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
(3) 電話番号 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月19日

北海道教育庁十勝教育局長 上野 靖

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（各1日当たりの単価）及び数量

北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務単価契約

ア 市内Aバス 月火木 1日3便 111日
イ 市内Aバス 水金 1日2便 94日
ウ 市内Bバス 火水金 1日2便 133日
エ 市内Bバス 月木 1日1便 72日
オ 外回りCバス 月火木 1日3便 111日

カ 外回りCバス 水金 1日2便 94日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道教育庁十勝教育局告示第10号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

帯広市西25条南2丁目7番地3 北海道帯広養護学校事務室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市西25条南2丁目7番地3 北海道帯広養護学校相談室

(2) 入札日時 平成28年3月18日（金）午後2時（送付による場合は、同月17日（木）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒に（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：obiyo-zimu@hokkaido-c.ed.jp）で申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの入札価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道帯広養護学校 |
| (2) 所 在 地 | 郵便番号 080-2475 帯広市西25条南2丁目7番地3 |
| (3) 電 話 番 号 | 0155-37-6773 |

10 Summary

- A Nature and quantity of products to be procured : chartered school bus with a driver course A (3 round trip one day) 111 services, A (2 round trip one day) 94 services, B (2 round trip one day) 133 services, B (1 round trip one day) 72 services, C (3 round trip one day) 111 services, C (2 round trip one day) 94 services
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 18, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 17, 2016)
- C Contact : Hokkaido Obihiro school of handicapped children, Nishi 25-jo Minami 2-chome 7-3, Obihiro, Hokkaido 080-2475 Japan
Phone : 0155-37-6773

北海道教育庁釧路教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月19日

北海道教育庁釧路教育局長 石 川 忠 博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ア A重油（釧路養護学校） | 101,633リットル |
| イ A重油（釧路工業高校） | 120,666リットル |
| ウ A重油（釧路湖陵高校、釧路江南高校及び釧路東高校） | 143,333リットル |
| エ A重油（釧路明輝高校） | 45,000リットル |
| オ A重油（釧路商業高校及び釧路鶴野支援学校） | 107,000リットル |
| カ A重油（白糠養護学校（白糠学園分を含む。）） | 132,666リットル |
| キ A重油（白糠高校） | 46,000リットル |
| ク A重油（阿寒高校） | 28,400リットル |
| ケ A重油（厚岸翔洋高校） | 32,666リットル |

- | | |
|-----------------------------|------------|
| コ A重油（標茶高校） | 52,633リットル |
| サ A重油（弟子屈高校） | 25,933リットル |
| シ 灯油（釧路湖陵高校） | 19,933リットル |
| ス 灯油（釧路工業高校及び釧路東高校） | 18,250リットル |
| セ 灯油（釧路江南高校、釧路明輝高校及び釧路養護学校） | 25,768リットル |
| ソ 灯油（釧路商業高校及び釧路鶴野支援学校） | 19,350リットル |
| タ 灯油（厚岸翔洋高校） | 11,866リットル |
| チ 灯油（標茶高校） | 24,286リットル |
| ツ 灯油（弟子屈高校） | 7,566リットル |
| テ 灯油（阿寒高校） | 5,626リットル |
| ト 灯油（白糠高校及び白糠養護学校） | 22,533リットル |

アからトまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 A重油 J I S規格1種1号又は2号
灯油 J I S規格1号

- (3) 契 約 期 間 平成28年4月7日から平成29年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業（重油・灯油）の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年2月19日（金）から同年3月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館 釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 1の(1)アからサまで 平成28年3月31日（木）午前10時
1の(1)シからトまで 平成28年3月31日（木）午後1時30分
（送付による場合は、同月30日まで必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量95グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

(3) 電話番号 0154-43-9274

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a	Fuel oil A	101,633 liter
b	Fuel oil A	120,666 liter
c	Fuel oil A	143,333 liter
d	Fuel oil A	45,000 liter
e	Fuel oil A	107,000 liter
f	Fuel oil A	132,666 liter
g	Fuel oil A	46,000 liter
h	Fuel oil A	28,400 liter
i	Fuel oil A	32,666 liter
j	Fuel oil A	52,633 liter
k	Fuel oil A	25,933 liter
l	kerosene	19,933 liter
m	kerosene	18,250 liter
n	kerosene	25,768 liter
o	kerosene	19,350 liter
p	kerosene	11,866 liter
q	kerosene	24,286 liter
r	kerosene	7,566 liter
s	kerosene	5,626 liter
t	kerosene	22,533 liter

B Bid tendering date and time :

a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k 10:00 A.M., March 31, 2016

l, m, n, o, p, q, r, s, t 1:30 P.M., March 31, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than March 30, 2016)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1 Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan
Phone : 0154-43-9274